

自動車運転代行業の手続き

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」と言います。）は平成14年6月1日に施行されました。また、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から自動車運転代行業の認定証が廃止されたほか、自動車運転代行業の廃業等の届出が義務づけられました。

自動車運転代行業各種手続きは次のとおりです。

I 資格要件

次の9つの要件のうち一つでも該当する項目がある場合は、自動車運転代行業を営むことはできません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の使用制限命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に、法に基づく営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 7 代行運転自動車の運行により生じた損害等に対する必要な損害賠償措置を講じない者
- 8 安全運転管理者等を選任しない者
- 9 法人でその役員のうちに上記1～5までのいずれかに該当する者があるもの

II 公安委員会の認定

自動車運転代行業を営もうとする者は、**I 資格要件** のいずれにも該当しないことについて、公安委員会の認定を受けなければなりません。

III 認定の申請

- 1 申請場所
主たる営業所（自動車運転代行業にかかる業務の中心となる営業所）の所在地を管轄する警察署の交通（第一）課窓口
- 2 受付時間
平日 午前8：30～午後4：30（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 3 申請書の記載要領
別紙参照
- 4 申請書への添付書類

個 人 の 場 合	法 人 の 場 合
1 住民票の写し（本籍が記載されたもの） ※ 外国人にあっては、国籍が記載されたもの	1 法人の登記事項証明書 （株式会社、有限会社など）

2 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者に該当しない者であることを誓約する書面	2 定款又はこれに代わる書類
3 精神機能の障害に関する医師の診断書	3 役員の名簿（氏名および住所が記載されたもの）
4 未成年者にあつては、 ○ 民法で営業を許された未成年者の場合は、未成年者の登記事項証明書 ○ 相続人である未成年者の場合は ・ 運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面 ・ 法定代理人に関する上記 1 から 3 の書類	4 役員の住民票の写し （本籍が記載されたもの） ※ 外国人にあつては、国籍が記載されたもの
5 損害賠償措置が適切であることを証明する書類(注 1)	5 役員に係る ○ 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者に該当しない者であることを誓約する書面 ○ 精神機能の障害に関する医師の診断書 ※ 役員全員の分を添付
6 安全運転管理者等の要件を備えていることを証明する書類(注 2)	6 損害賠償措置が適切であることを証明する書類(注 1)
	7 安全運転管理者等の要件を備えていることを証明する書類(注 2)

(注 1) 以下の基準を満たしていることを証明する責任保険または責任共済の証券、約款の写し

○顧客車に関する損害賠償の最低補償額

- ・ 対人 → **8, 000** 万円以上(1 人につき)
- ・ 対物 → **200** 万円以上(1 事故につき)
- ・ 車両 → **200** 万円以上(1 事故につき)

※ 随伴用自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、全ての随伴用自動車の台数分の契約を締結していなければなりません。

(注 2) 安全運転管理者等の資格要件(安全運転管理者は営業所ごとに必要)

- 20 歳以上の者(副安全運転管理者を選任する場合は 30 歳以上)
- 2 年以上の運転管理の実務経験を有する者
- 過去 2 年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者
- 過去 2 年以内に次の違反行為をしたことのない者
 - * ひき逃げ、無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転
 - * 無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転の車両への同乗
 - * 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供
 - * 酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗
 - * 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反、積載制限違反、放置駐車違反の下命・容認
 - * 自動車使用制限命令違反
 - * 妨害運転

IV 手数料

- 1 申請書及び添付書類に不備がなければ、認定にかかる審査手数料として **12, 000 円(1 件につき)** が必要となりますので、各警察署内の交通安全協会窓口で相当額の警察収入証紙を購入するか、同窓口で相当額を納入してください。
- 2 収入証紙を購入した場合は、同収入証紙を申請書の表面若しくは裏面下部の余白部分に貼付のうえ、消印を押印します。
キャッシュレス決済の場合は、レシートを申請書に貼付します。
- 3 審査手数料は、公安委員会が認定をしなかった場合でも返還できません。

V その他

- 1 認定、不認定の審査には、**45日**の期間を要します。認定の場合は**認定通知書**を、不認定の場合は**認定拒否通知書**を申請者に交付します。
- 2 自動車運転代行業に関して必要な手続きとして、認定申請のほか、法第5条第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更届出書を提出しなければなりません。
- 3 自動車運転代行業を廃止したとき、認定を受けた者が死亡したとき、法人が合併により消滅した場合には、廃業等届出書を提出しなければなりません。
- 4 認定を受けられた事業者は、「標識」を自ら作成のうえ、主たる営業所の見やすい場所に掲示するほか、随伴用自動車の台数が1台以下である場合、又は事業者が管理するウェブサイトを持していない場合のいずれかに該当する場合を除き、標識を事業者管理のウェブサイトへ掲載することにより、公衆の閲覧に要しなければなりません。

【自動車運転代行業に関する問い合わせ】

○滋賀県警察本部 交通企画課 企画係

代表番号：077-522-1231（内線：5023）

○各警察署 交通（第一）課 企画係